

平成 30 年度 第 3 回広島県障害者施策推進協議会議事録

- 1 日 時 平成 31 年 1 月 25 日 (金) 13 : 30 ~ 15 : 00
- 2 場 所 広島市中区基町 10 番 52 号
県庁北館 2 階 第 1 会議室
- 3 出席委員 井本委員, 岡本委員, 小田委員, 金子委員, 上川委員, 國生委員, 後藤委員,
梶月委員, 関川委員, 寺尾委員, 西村委員, 林委員, 平石委員, 渡邊委員, 田中委員
- 4 議 題 広島県障害者プランの最終案について
- 5 担当部署 広島県健康福祉局 障害者支援課 計画・県立施設グループ
TEL (082) 513-3161 (ダイヤルイン)
- 6 会議の内容

事務局から、議題の「広島県障害者プランの最終案について」、資料 1, 2 及び机上配付資料により事務局から説明。

(会 長)

御意見や御質問等ありましたらお願いします。

(委 員)

まず、資料 2 の 6 ページ、基本原則に関する記述で、2 つ目の□に「全て障害者は、可能な限り、どこで誰と生活するかについての…」とありますが、「可能な限り」という文言は必要ないと考えます。「可能な限り」という文言があることで、障害者が差別されることになるのではないかと思います。

次に 12 ページの施策体系で、Ⅰの分野の中項目に「2 あいサポートプロジェクトの推進」がありますが、ここには小項目がないので、「全ての年齢層によるオールあいサポート」を入れてはどうかと思います。

それから、教育の小項目「(2) 幼・小・中・高等学校等の支援体制の整備」については、昨年度、文科省と厚労省が連携して、「トライアングルプロジェクト」を立ち上げて、家庭、学校と福祉の 3 つが連携して障害のある子供の支援に取り組むこととしていますので、15 ページの取組の方向性に加えていただきたいと思います。

次に、34 ページの「2 雇用・就労の促進 (3) 工賃向上の取組」については、平成 30 年度の平均工賃の目標額が 16,500 円で、それから毎年 500 円ずつアップになっていますが、この調子では、以前から出ている 35,000 円に到達するには 37 年間も必要となりますので、広島県としての新しい考え方を出示していただけないかと思います。

12 ページの施策体系に戻っていただいて、Ⅲ「2 療育体制の充実」には小項目がありませんので、児童発達支援の充実といった内容を入れていただければと思います。

それから、「Ⅴ 暮らしやすい社会づくり」の「1 バリアフリーの推進 (1) 福祉のまちづくりの推進」には、知的障害のある子供でも分かるように、案内板等の説明について、文字を短く、絵や記号の工夫をするという文言を入れていただけないかと思います。

最後に、V「2 防災対策の強化」については、小項目として「福祉避難所及び2次避難所の設置」を入れていただくとともに、安心できずに落ち着けない発達障害や自閉傾向のある子供たちが安心して避難できる2次避難所の設置の取組を検討していただけないかと思います。

(事務局)

御意見への対応については、この場ですぐに回答するのは難しいので、全体調整の上で整理させていただきます。

(会長)

それでは、御意見を伺っていただいたということで、進めさせていただきます。

(委員)

用語解説がある文言については、用語解説参照などと表記した方が探さなくていいと思います。

それと質問ですが、78ページの「防災対策の強化」の現状のところ「市町における福祉避難所の指定」が23市町ではなく22市町とありますが、1市町はどこでしょうか。

(事務局)

世羅町でございます。

(委員)

用語解説については私も気になりました。一つは、説明文の書式が統一されていないことです。

それから、この資料を読む方の立場を考えた場合に、用語集は大切なものになるので、概要版の片仮名とアルファベットくらいは、用語解説があればいいと思います。

用語集については、片仮名には日本語訳をつけて、行政用語には和訳か英語のスペルをつけていただきたいと思います。

また、御自身の関係がある部分を読まれる方が多いと思うので、用語解説のついていることが本文で分かって、逆に、用語集の方には何ページにこの言葉があるということを書いていただければ活用しやすくなると思います。

(委員)

私たちの話を聞いていただきありがとうございます。資料2の35ページにある「(4) 職業能力開発の充実」のところを御覧ください。「表2-2-10 障害者委託訓練定員の推移」について、定員が毎年減っています。これはなぜですか。

(事務局)

この事業は厚労省から委託を受けて実施しておりますが、全国的に定員充足率がかなり低くて、毎年、多額の執行残が出ている状況になっています。それで、厚労省の方が、毎年、契約額を減少させているために、残念ながら、定員が少なくなっているという状態です。

(委員)

裏表紙に掲載された障害者のマークについては、ほぼ、障害のある方が、自分の困難性や障害を表すマークですが、「あいサポートシンボル」だけは支援者が付けるマークです。私も付けていますが、他のマークとは違うと思います。障害のある方が障害を表すマークと、障害のある方の困難をサポートする人が付けているマークなど、ちゃんと目的を分けて表示をしていただいた方が、違和感がないと思います。

(委員)

資料2の50ページと51ページに、地域リハビリテーションの体制について書いてあります。以前、

この取組について県の方に問い合わせますと、広島県のリハビリテーションセンターが1か所、広島県地域リハビリテーション広域センターが10か所、そして、県の地域リハビリテーションサポートセンターが94か所あって、これから連携してやっていくとの回答を得たのですが、こういった新しい取組についての情報が、真に必要なとする難病患者一人一人に十分行き渡るような仕組みづくりが必要だと思います。私どもの団体の下部団体には約3,000人の会員がいるのですが、医療の難病対策の情報でも、末端の患者は知らないと言うのです。私がこの場で得た情報については、持ち帰って各団体の会員にお伝えできますが、患者会に入っている人はほんの一部なので、広く情報を行き渡らせるための取組を考えていただきたいと思います。

(会 長)

今回、79ページの「防災対策の強化」の緊急時情報提供体制のところへ、情報をうまく伝達する方法を考えるとこのようなことが書いてあります。これは災害に限った話ですが、「多様な情報提供手段により迅速かつ容易に入手できるよう環境を整備していく必要がある」となっています。委員が言われたように、主体がどこか、つまり責任母体が明確でないと誰も動かないのです。今のお話も、計画を作って、県と市町がそれぞれ何をどこまで担うのか、市町がやらないところは県が標準化を図っていくのかといったことは、今、委員がおっしゃった情報提供の在り方と一緒にですね。実効性のある計画になっているのか、日常における情報提供の在り方が非常時ではどうなのかということです。

それから、前回も、委員から、災害後に処方箋がなくても薬をもらえることが患者さんまで伝わっていなかったというお話がありました。障害者の方は避難所に行けない方も多いという状況も含めて、今後、情報提供の在り方について検討していく必要があると思います。

ここに県と市町の役割分担を書けば、市町の方はこれを見てやっていただけるのでしょうか。

(事務局)

施策としては、基本的には県がある程度方向性を示して、特に災害については、基本的には現場対応ということになってきますので、市町の方には、その方向性に従ってやっていただくという形になろうかと思います。ただ、例えば、障害の方で言いますと、すごく数が少なくても各地に分散している医療的ケア児の保護者の方などを市町が全部フォローするのは難しいと思います。そういう専門性が高い方については、県の方が広域対応せざるを得ないと思っています。

(委 員)

災害のときのケースをお伝えさせていただくと、以前、各都道府県では、難病患者のための災害支援マニュアルができていましたが、広島県には無かったので、私たちが一生懸命働きかけて、県に作っていただきました。しかしながら、4年前の安佐南区であった大きな土砂災害でも、今年の7月ですら、マニュアルが全く機能しませんでした。それで、各関係部署がこれをもってどうやって動いたのか検証を求めたところ、結局、機能していなかったという事実がたくさんあるのです。ある市では、災害支援マニュアルをもらっても、こんなのはできるわけがないと言って放置したという噂も聞きました。県は難しい立場にあるのだと思いますが、人の命がかかっているものですから、しっかり指導していただきたいと思っています。

(会 長)

県としては、市町でやっているところとやっていないところを明確にして、公開することによって、市町に自主努力をしていただくという形が取れば一番いいと思います。

マニュアルも作っただけで動かなければ意味がないですし、計画も動かなければ一緒なので、是非、

皆さんから御指摘をいただくと、県の方も動けるところは動いていただけたらと思います。

(委員)

県の障害者計画は、より充実してきていると思います。

建築に関しては、広島県では、例えば「たてものがたり」とか、いろんな独創的なアイデアで、従来から建物に対する意識の普及に取り組んでおられます。それで、この福祉ジャンルにおいても、例えば、年に1回、福祉のまちづくり賞とかアワードを設定して、障害のある方が本当に使いやすいものの設計を募集して賞を与えると、設計者の意識がそういう方向に向かうきっかけになると思うので、検討していただければと思います。

(委員)

23ページの成年後見事業については、先日、国の方で、利用される当事者の方の意思を尊重するような決定を出されたようですので、「当事者の方の自己決定や意思を尊重する」という文言を入れていただきたいと思います。

(委員)

この第4次障害者プランは、内容的にも立派に仕上げているわけですが、特に当事者に対して、この計画の内容の理解が十分できるような広報活動をお願いしたいと常々思います。自分に関係することは、もっとこうしてほしいという思いもあるので、当事者本人が一番関心のあることについて理解できるような文面にしていきたいと思います。

(委員)

先ほど委員がおっしゃった、知的発達障害の子供にも分かるような案内板については、今の案内板を撤去するのは大変なので、簡略版とか最近流行の漫画で、補助的につけたらよいと思います。

(委員)

この計画については、細かいところまでかなり十分できていると思います。

私たちは、地域の中で、課題を見つけて行政の方へつなぐという、枠組みのない活動をしておりませんが、その解決の基盤になると捉えて、これから具体的に実施され、形になっていくことに期待したいと思っています。

(委員)

この資料を読んでみて、本当に素晴らしいと思ったのですが、この4月から、外国の方が増えて多文化共生の時代が来ますし、外国の方も障害を持っている方がおりますので、一番後ろでもいいので、日本に居住する外国の方向けに、問い合わせ先の電話番号などが書いてあればいいと思いました。

それと、障害者のマークについては、聴覚障害の人が後ろから押されて怖い思いをしたことがあると聞いたので、後ろからでも分かるマークがあればいいと思います。

(会長)

外国の方の相談については、恐らく市町が受け皿となるとと思いますので、御意見については、希望があったということをお願いいたします。

(委員)

概要版には振り仮名も付いて、読みやすくなっていますが、正直、内容は難しいと思いました。一般の方でも分かりづらい福祉制度や理念などを伝えるには、一方通行ではなく、本人の様子を見て、逐一確認をしながらやり取りをする中で理解を深めていくことが重要だと思いますので、当事者の方に理解していただく、あるいは生涯学習支援の中で活用いただくためには、そういった支援が必要になると

思います。

もう一点は、雇用促進のところでは、一般の高校や専門学校、大学へ進学した方で、教育から就労に向かうときの相談先については、ハローワークしか知らない方が多いです。自分の特性のことや、職場定着までの相談や調整ができる就業・生活支援センターを、教育機関の方に伝えていくことが大事だと思います。今後、雇用促進の施策の中では是非検討いただきたいと思います。

(委員)

全体的な印象として、プランはある程度のレベルに達していると思いますが、委員の皆さんからお話がありましたように、Plan-Do-CheckのCheckをしっかりとやって、実効性のある計画にしていくことが大事だと強く感じております。

また、このプランを精神障害の当事者の方に伝えることについては難しい面もあると認識しておりますが、我々、現場の従事者としても、機会を捉えて伝えていくようにしていきたいと思っております。

(会長)

県としては、恐らく市町目標となるよう計画を作られているので、どうしても当事者の方々には分かりにくいものになると思います。概要版でも、行政用語を分かりやすく書こうとすると、今度は概要版ではなくなってしまう。できるだけ歩み寄って現場の方にも分かるような概要版にさせていただくということと、現場の方が意見を伝える窓口についても検討していただきたいと思います。

(委員)

最後のページのマークについて、子供たちに説明をしてもらえたらいいと思いますが、小学校や中学校での啓発はされているのでしょうか。

(委員)

昨年から広島県でも取組が始まったヘルプマークなど、地域の民生委員活動の中で、学校と連携して、福祉教育として学習するという場はあります。各学校の教育内容については校長に権限があるので、県内一律ということはありませんが、学校の教材としても位置付けられるようアドバイスや指導を行うことはできると思います。

(会長)

推進していただくように、県の方から教育長に、教育長から各市町の教育委員会又は教育長の方に依頼をすることはできるということでしたら、せっかく委員からの御発言がありましたので、できれば今日の議論を関係者にお伝えいただきたいと思います。

(委員)

総括目標などいろんな項目で目標値がちゃんと数値化されていますが、進捗状況については、現状を詳細に把握できるような数値を出して、この推進協議会で御報告いただきたいと思います。

最後の「全ての避難行動要支援者の個別計画の策定」は、現状の3市町から平成35年度には23市町を達成する目標になっていますが、進捗状況については、市町の数だけでなく、それぞれの市町の要支援者の方の何パーセントくらいできているのかを把握していただきたいと思います。

一つ質問ですが、5ページの総括目標として、「障害のある人が困っているとき、手助けをしたことがある人の割合」については、内閣府調査の現状値が61.8%、平成35年度の目標は70%で県独自調査となっていますが、どういう調査をするのか是非教えていただきたいと思われ、進捗状況の正しい把握は、実効性を伴っているかどうかを把握する上で、非常に重要な部分であることを踏まえて、把握方法等の検討をお願いします。

(事務局)

定期的に県政世論調査をやっておりますので、その中で一つ項目を設けさせていただきたいと考えています。毎年フォローできる方がいいので、それ以外の把握方法も検討したいと思います。

(委員)

2点補足意見ですが、12ページの療育体制の充実のところ、就学前の知的発達障害の人たちなども行く児童発達支援という事業所がありますが、職員はほとんど保母さんで、資格を持った人がおられないところもあります。どう人材を確保していくのかということにも取り組んでいただきたいと思います。

それと、もう1点、先ほど防災対策の話が出ましたが、当事者の意見も踏まえたより実践的な防災対策のためにも、各市町での防災対策の会議には障害者団体を入れるという文言が入るとうれしいです。

それから、委員から生涯学習の話がありましたが、知的発達障害の人が概要版を使って学習する場を設けることなどに予算付けしていただけると、本人さんの学習会が広がると思います。

(委員)

私たちが今年度開催した「はつらつ大会」で決議した文章を持ってきました。今から読みます。聞いてください。本人の社会参加について、育成会、家族、行政、支援者の皆さん、私たちの思いと希望を聞いてください。私たちに関係することを決めるときは、私たち本人も交えてください。私たちに関係のある情報は、私たちにも必ず教えてほしいし、情報の説明を分かりやすくしてください。このように決議をしました。よろしくをお願いします。

(会長)

このような決議文が出されたことも理解いただいて、防災に限らず、できればいろんな方の意見を聞いて運営していただきたいという当事者の希望ということですね。

以上で、計画案の協議は終わりたいと思いますが、最後に、計画案の議論を含めた総括をお願いします。

(委員)

活発な議論をありがとうございました。様々な計画がある中で、この障害者プランは、障害者基本法に基づいて、誰も取り残さない社会を作っていく一環であると理解しておりますし、それに基づいた御意見をいただいたと思います。

会長の方からも御指摘がありましたが、障害者プランは、まちづくりを含め、教育や雇用、スポーツや芸術を含めた計画で、主体はさまざまでございます。複数の委員からも指摘がありましたが、計画を作って終わりにしては意味がありません。もちろん行政としてもフォローアップをしてみたいですが、先ほどご本人の参加ということもありましたし、この会議は、PDCAを回すためのものですので、是非、しっかりと、現場の皆様にモニターをしていただきながら、みんなの計画として大事にしていきたいと思います。

また、行政がこうやって計画を作っても、なかなか読んでもらえないですから、やはり噛み砕いて、それぞれの御関心があるところを抜き出して使っていただきたいと思います。

非常に広範囲にわたるこのプランではございますが、私としては、3つほど重点と考えております。

1つ目は情報保障です。障害者基本法にある合理的配慮を基本としながら、ICT、IoT、AIといった技術の進歩を最大限活用した合理的配慮ができるような仕組みづくり、これは、会長が言われるように全部をカバーしきるのは難しく、どうしても可能な限りとならざるを得ませんが、進歩する科学技術も最大限使いながら、しっかり情報保障に取り組みたいと思います。

2つ目としましては、いろいろニュースにもなっておりますし、厚労省も力を入れている医療的ケアです。これは障害児の関係が中心にはなるとは思いますが、施設だけではなく、在宅や教育を含めて、先ほどの福祉のまちづくりとして、様々な施設の形態も進んできてございます。小規模多機能であるとか、重心も受け入れるグループホームの整備などのハード整備もございますが、一方で、障害の分野に限りませんが、先ほど御指摘もありましたように、我々も人材育成は非常に重要と考えてございます。来年度は、障害、高齢者、それから子育てといったものを一体的に育てていく、共生社会の計画を考えてございます。専門性を高めることも重要でございますが、人口減少や少子高齢化が進む中で、どのように共生社会をつくっていくか、障害の分野とは共生社会のニュアンスが微妙に違いますけれども、福祉のまちづくりを推進するための取組として、医療的ケアのことが一つの試金石になると考えてございます。

最後は、やはり私のこだわりで是非入れたかったのが、防災の観点でございます。災害時におけるサービスへのアクセスについての御意見、やはり、難病の方など希少薬へのアクセスが担保されないという不安もございました。我々も最大限の支援に取り組んだつもりではございますけれども、やはり相当つらい思いをされたということは、多々、現場からもお聞きはしてございます。こうしたことも、災害時だけというわけではなく、普段からの努力の賜物でございます。福祉や医療に関するネットワークづくりとして、要支援者の情報把握とそれに対する支援、これは行政だけではもちろん限界がございます。民間を含めた、また社協であるとか、様々な当事者団体であるとか、実際、昨年豪雨の際には、いろんな業者さんを含めて応援をいただいて、何とか情報を把握できたということがございます。我々も復興支援計画の中で、「ピンチをチャンスに」という言い振りをしておりますけれども、まさにその通りであると考えておまして、これを契機に、要支援者の把握、ネットワーク、そしてサービスへのアクセスをいかに担保するかといったことを、平時からしっかりしておけば、災害時にも対応できるという思いでこれから進めていきたいと考えております。

以上、私の個人の重点も含めて総括させていただきたいと思っております。

(会長)

本日の議題は、最初に申し上げましたように、広島県障害者プランの最終案ということでございます。各委員の方々から伺った御意見を踏まえまして、事務局の方で再調整をしていただくということになると思っております。時期的なこともございますので、皆さんからの御意見、それからパブリックコメントでいただいている60件くらいの御意見を踏まえた最終案の修正につきましては、私と事務局の方に一任とさせていただきますということでよろしいでしょうか。

(異議なし)

ありがとうございます。それでは、計画案の最終的な修正は、私と事務局の方に一任とさせていただきますので、よろしくお願ひします。

以上で議事については終了とさせていただきます。

(終了)

7 会議の資料名一覧（配付資料）

次第

平成30年度第3回広島県障害者施策推進協議会出席者名簿

資料1 第4次広島県障害者プラン（素案）[概要版]

資料2 第4次広島県障害者プラン（素案）[全体版]

机上配付資料 平成30年7月豪雨災害を踏まえた県民の避難行動の調査について